

株 主 各 位

京都市南区上烏羽上調子町5番地

TOWA株式会社

代表取締役社長 岡 田 博 和

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの平成28年熊本地震被災地の皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、当社第38回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分（営業時間内）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 京都市南区上烏羽上調子町5番地
当社本社7階会議室
(末尾に添付の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第38期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第38期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.towajapan.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の改善が続く中、政府や日銀による各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続きました。米国経済は雇用環境の改善を背景に個人消費が増加、欧州経済も堅調な個人消費に支えられ底堅く推移しました。一方、中国経済の減速を始めとするアジア新興国経済の停滞等により、海外経済の先行きの不透明感がある状況で推移しました。

半導体業界におきましては、米国や中国を中心にM&A(合併・買収)による大型再編が活発となり、特に中国では、世界トップクラスの半導体企業を自国内に育成するという国家戦略のもと、外国企業への投資や買収提案が積極的に行われました。半導体の需要としましては、短期的には牽引役であるパソコンやスマートフォン市場の成長鈍化の影響が見られ、一部の大手半導体メーカーが設備投資計画を下方修正する等消極的局面が現れたものの、中長期的には、車載関連の伸びやIoT(モノのインターネット化)の加速により継続成長が見込まれております。

このような状況のもと当社グループでは、独自開発したコンプレッション方式を用いたPMC等のモールドイング装置を中心に積極的な拡販に努めました。さらにFOWL P(Fan-Out Wafer Level Package)等の最先端の実装技術に対して、顆粒樹脂、液状樹脂双方に対応可能な「CPMシリーズ」を開発し、販売活動を開始しました。

一方、韓国最大半導体設備メーカーであるSEMES社よりモールドイング事業を譲受したことにより、トータルソリューションサービス(TSS)事業のなお一層の展開を図ってまいりました。

また、半導体産業のシクニカルな景気変動に影響を受けない企業体を目指すべく新事業による成長戦略の推進にも取り組んでおり、消耗品ビジネス、当社コア技術の微細加工を用いた事業展開も進めております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は221億86百万円（前連結会計年度比10億36百万円、4.9%増）、営業利益19億40百万円（前連結会計年度比38百万円、1.9%減）、経常利益20億57百万円（前連結会計年度比2億39百万円、10.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益17億90百万円（前連結会計年度比1億43百万円、7.4%減）となりました。なお、事業セグメント別の売上高は以下のとおりです。

企業集団の事業セグメント別の売上高

(単位：百万円)

事業区分	第37期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで		第38期 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで		前年度比増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	額	率
半導体製造装置事業	19,940	94.3%	20,960	94.5%	1,020	5.1%
ファインプラスチック成形品事業	1,210	5.7%	1,226	5.5%	16	1.3%
合計	21,150	100.0%	22,186	100.0%	1,036	4.9%

(注) 第37期の企業集団の事業セグメント別の売上高は、会計方針の変更に伴い遡及適用が行われたため、遡及適用後の数値を記載しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は19億96百万円であり、半導体製造装置事業において19億60百万円、ファインプラスチック成形品事業において35百万円を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当社は、資金調達の効率化および安定化を図るため取引銀行6行と総額68億50百万円の当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しております。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は2億70百万円であります。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 35 期 (平成25年3月期)	第 36 期 (平成26年3月期)	第 37 期 (平成27年3月期)	第 38 期 (平成28年3月期)	
売 上 高	百万円	16,454	17,165	21,150	22,186
経 常 利 益	百万円	663	666	2,296	2,057
親会社株主に帰属 する当期純利益	百万円	691	568	1,934	1,790
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円	27.64	22.72	77.35	71.60
総 資 産	百万円	25,896	29,132	31,735	32,327
純 資 産	百万円	17,072	17,909	21,060	21,947
1 株 当 た り 純 資 産 額	円	674.56	705.77	829.32	862.84

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
3. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
4. 第37期の財産および損益の状況は、会計方針の変更に伴い遡及適用が行われたため、遡及適用後の各数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 バ ン デ ィ ッ ク	96百万円	100.0%	フ ァ イ ン プ ラ ス チ ッ ク 成 形 品 の 製 造
T O W A T E C 株 式 会 社	30百万円	100.0%	半 導 体 製 造 装 置 ・ 金 型 の 販 売 ・ ア フ タ ー サ ー ビ ス
TOWA Asia-Pacific Pte.Ltd.	500千 シンガポールドル	100.0%	半 導 体 製 造 装 置 ・ 金 型 の 販 売 ・ ア フ タ ー サ ー ビ ス
T O W A M S d n . B h d .	8,000千 マレーシアリンギット	100.0%	半 導 体 製 造 装 置 の 製 造
TOWA Semiconductor Equipment Philippines Corp.	11,000千 フィリピンペソ	100.0%	半 導 体 製 造 装 置 ・ 金 型 の 販 売 ・ ア フ タ ー サ ー ビ ス
TOWA USA Corporation	1,000千米ドル	100.0%	半 導 体 製 造 装 置 ・ 金 型 の 販 売 ・ ア フ タ ー サ ー ビ ス
T O W A E u r o p e B . V .	800千ユーロ	100.0%	半 導 体 製 造 装 置 ・ 金 型 の 販 売 ・ ア フ タ ー サ ー ビ ス
東和半導体設備(上海)有限公司	1,000千米ドル	100.0%	半 導 体 製 造 装 置 ・ 金 型 の 販 売 ・ ア フ タ ー サ ー ビ ス
TOWA半導体設備(蘇州)有限公司	12,000千米ドル	100.0%	半 導 体 製 造 装 置 ・ 金 型 の 製 造
台湾東和半導体設備股份有限公司	10,000千 ニュー台湾ドル	100.0%	半 導 体 製 造 装 置 ・ 金 型 の 販 売
T O W A 韓 国 株 式 会 社	3,350百万ウォン	100.0%	半 導 体 製 造 装 置 ・ 金 型 の 製 造 ・ 販 売 ・ ア フ タ ー サ ー ビ ス
巨 東 精 技 股 份 有 限 公 司	7,500千 ニュー台湾ドル	60.0%	半 導 体 製 造 装 置 ・ 金 型 の ア フ タ ー サ ー ビ ス
株 式 会 社 東 進	800百万ウォン	50.0%	半 導 体 製 造 装 置 ・ 金 型 の 製 造

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成26年3月に長期経営ビジョン「TOWA 10年ビジョン」を掲げ、その具現化へのマイルストーンとなる諸施策・戦略等を中期（3ヵ年）経営計画として取り纏めました。既存事業の伸張とコア技術の応用展開、そして「新たな市場」創造によるポートフォリオ変革等を目指し取り組んでおります。当社グループにおける当面の主要な課題は以下のとおりであります。

<半導体製造装置事業>

①コンプレッション技術によるモールディング装置の売上伸張・他分野への展開

半導体のモールディングにおいては、まだトランスファ方式が主流であります。基板の大型化や微細化・高密度化等が進む中、当社独自開発の樹脂流動が生じないコンプレッション方式によるモールディング装置の必要性が高まっており、市場に浸透しつつあります。最先端のパッケージ動向と客先のニーズを捉え、コンプレッション技術を核とした装置開発と他分野への展開を図ってまいります。

②シングュレーション装置の市場シェアアップ

シングュレーション装置は、モールディングの次工程となる個片化工程の半導体製造装置であります。つまり、シングュレーション装置のお客様は、当社が世界トップシェアを確保しているモールディング装置のお客様と同じであります。IoT産業の伸張に伴い、デバイスの小型化が大命題と認識され、生産性の向上が望まれる中、シングュレーション装置においても世界トップシェアを目指してまいります。

③「新たな市場」創造と事業化へのチャレンジ

今後の発展を目指して中期（3ヵ年）経営計画における中核テーマとして“「市場を創造する」ものづくりの実践”を掲げております。コア技術の応用展開、今までにない新たなビジネスモデルであるトータルソリューションサービスの構築および消耗品ビジネスを展開してまいります。既存の事業領域にとどまることなく、新分野に対する投資を積極的に行い、事業成長と事業範囲の拡大に取り組んでまいります。

④営業活動網・活動形態の再構築

本社、販売事業会社および代理店間における業務と役割分担を明確にし、営業活動の強化と収益力を高め、販売事業会社単独で収益を確保できるビジネスモデルの構築を目指してまいります。

地域のニーズに合致したサービスを提供するとともに、欧米拠点においては、試作・成形実験や評価をいただくラボ機能を充実させることで、より積極的にニーズを発掘し、開発期間の短縮に努めてまいります。

⑤高効率生産体制の追求

協力会社と海外生産拠点における適地生産体制・直出荷体制の構築を促進してまいります。また、海外生産拠点において地域に応じたニーズを取り入れた生産と開発を行い、部品の現地調達、内製化比率向上によりコスト低減を図り、迅速な生産立ち上げに向け体制を強化してまいります。

⑥グローバルリーダーの育成

当社の大半が海外のお客様であり、グループ従業員数につきましても、過半が海外拠点の従業員で構成されております。このような事業形態において、グローバルなグループ経営を効率的に行うには、各拠点において核となるリーダーの育成は必須であります。技術・製品知識はもとよりマネージメント力を兼ね備えた人材の育成に取り組んでまいります。

<ファインプラスチック成形品事業>

ファインプラスチック成形品事業は、主に医療用途に用いられる化成品を生産し、販売しております。引き続き高クリーン度を実現した製造環境の管理と製品品質の維持等、納品先から信頼を得られる活動に取り組むとともに、さらなる品質の向上と事業拡大に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

事業区分	事業内容
半導体製造装置事業	半導体製造装置の製造および販売
ファインプラスチック成形品事業	医療機器用パーツ等の製造および販売

(6) 主要な営業所および工場 (平成28年3月31日現在)

名称	所在地	主な事業区分
TOWA株式会社	本社工場	半導体製造装置事業
	京都東事業所	
	九州事業所	
株式会社バンディック	山梨県韮崎市	ファインプラスチック成形品事業
TOWAM Sdn. Bhd.	マレーシア [ペナン州]	半導体製造装置事業
TOWA半導体設備(蘇州)有限公司	中国 [江蘇省]	半導体製造装置事業
TOWA韓国株式会社	韓国 [忠南]	半導体製造装置事業
株式会社東進	韓国 [忠北]	半導体製造装置事業

(7) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
半導体製造装置事業	1,115 (80) 名	74名増 (11名増)
ファインプラスチック成形品事業	40 (85) 名	4名増 (22名減)
合計	1,155 (165) 名	78名増 (11名減)

(注) 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、() 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
453 (42) 名	8名増 (9名増)	39.2歳	14.3年

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、() 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社京都銀行	1,820
株式会社みずほ銀行	907
株式会社三井住友銀行	607
株式会社三菱東京UFJ銀行	602
三井住友信託銀行株式会社	260
農林中央金庫	205

(注) 当社は、資金調達の効率化および安定化を図るため、取引銀行6行と総額68億50百万円の当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しております。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は2億70百万円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 25,021,832株 |
| ③ 株主数 | 7,065名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービ ^ス 信託銀行株式会社	3,368,600株	13.47%
株 式 会 社 ケ イ ビ ー 恒 産	2,000,000株	8.00%
蒲 生 徳 子	1,398,576株	5.59%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS	1,230,000株	4.92%
資産管理サービス信託銀行株式会社	1,079,700株	4.32%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,031,900株	4.13%
株 式 会 社 京 都 銀 行	699,840株	2.80%
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	695,000株	2.78%
JP MORGAN CHASE BANK 385181	610,000株	2.44%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JP R D A C I S G (F E - A C)	548,931株	2.19%

(注) 持株比率は自己株式 (11,253株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
岡田博和	代表取締役社長	巨東精技股份有限公司 董事長
天川剛	専務取締役 坂東記念研究所 所長	
小西久二	常務取締役 モリスシステムズ九州 ドム事業部 部長 ドム事業部 部長	役・当兼兼長
浦上浩	取締役 執行部 部長 開発部 部長	役員当長
田村吉住	取締役 執行部 部長 営理部 部長	役員・当長
桑木肇	取締役	桑木公認会計士事務所 所長 ダイベア株式会 社社外 富士機工株式会 社社外
小林久芳	常勤監査役	
杉山公律	監査役	
和氣大輔	監査役	和氣公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役桑木 肇氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役杉山公律氏および監査役和氣大輔氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役小林久芳氏および監査役和氣大輔氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・常勤監査役小林久芳氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 ・監査役和氣大輔氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
 4. 取締役桑木 肇氏、監査役杉山公律氏および監査役和氣大輔氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

5. 平成28年4月1日付で次のとおり取締役の地位および担当に異動がありました。

氏名	地位	お	よ	び	担	当
天 川 剛	専 務	取	締	役		
小 西 久 二	専 務	取	締	役		
浦 上 浩	取 常 シ	入 務 テ	執 ム	締 行 事	業 役 部	役 員 長
田 村 吉 住	取 上 経 管 管	席 営 理	執 本 理	締 行 本 部	業 役 部 担	役 員 ・ 当 長

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

(単位：千円)

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 (う ち 社 締 外 取 締 役)	7名 (1名)	178,940 (5,140)
監 (う ち 社 査 外 監 査 役)	3名 (2名)	20,730 (7,680)
合 計	10名	199,670

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第37回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第29回定時株主総会において年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第29回定時株主総会において年額24百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、取締役6名に対する当事業年度における役員賞与引当金の繰入額31,250千円が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等との重要な兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役桑木 肇氏は、桑木公認会計士事務所の所長であります。当社と桑木公認会計士事務所との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役和氣大輔氏は、和氣公認会計士事務所の所長であります。当社と和氣公認会計士事務所との間には特別な関係はありません。

□. 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役桑木 肇氏は、ダイベア株式会社の社外取締役および富士機工株式会社の社外取締役であります。当社とダイベア株式会社および富士機工株式会社との間には特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（17回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役桑木 肇	17回	100.0%	-	-
監査役杉山公律	17回	100.0%	17回	100.0%
監査役和氣大輔	17回	100.0%	17回	100.0%

- ・取締役会および監査役会における発言状況

取締役桑木 肇氏は、主に会計もしくは税務的な見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言をいただいております。

監査役杉山公律氏は、地元企業と関係の深い発明協会での豊富な経験から当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

監査役和氣大輔氏は、公認会計士および税理士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 京都監査法人

② 報酬等の額

(単位：千円)

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,500
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議しております。決議内容および運用状況の概要は次のとおりです。

[決議内容の概要]

- ① 当社および子会社の取締役ならびに従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 法令遵守を重要課題と位置付け、当社および子会社の取締役ならびに従業員が、法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための規範となるコンプライアンス規程をはじめ、法令遵守に係る規程を整備・制定する。
 - ロ. 取締役、管理職および従業員に対して階層別に必要な研修を定期的実施し、コンプライアンスに対する意識の維持・向上を図る。
 - ハ. 内部監査室は、その監査の一環として法令遵守体制の有効性について監査する。
 - ニ. 前二項の結果は、定期的に取り締役会および監査役会に報告する。
 - ホ. 法令上疑義のある行為等について、直接情報提供を受ける手段として通報者の保護を徹底した公益通報・相談システムを充実する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
取締役会議事録、稟議書、帳票類、各種契約書、その他取締役の職務執行状況を示す主要な保存文書・情報類（電磁的媒体を含む。）の明確化を行い、適切な保存期間の設定および管理方法を明確にするために「文書管理規程」、「情報システム管理規程」の見直し・整備を推進する。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社の代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社および子会社の経営環境、事業活動、会社財産の状況を踏まえたリスクの識別、分析および評価を実施する。
 - ロ. 識別および分析されたリスクに応じたリスク管理組織を設置し、リスク管理を有効にするための具体的管理計画の策定に基づいた管理の実行と定期的な評価を行う体制を構築する。
 - ハ. 前項のリスク管理に関する実行と評価は、定期的に取り締役会に報告する。
 - ニ. 内部監査室は、その監査の一環としてリスク管理の有効性について監査する。
- ④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、あらかじめ経営会議において協議を行い、取締役会が決定する。
 - ロ. 当社の取締役会が執行を決定した経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、経営会議において定期的にレビューを行い、取締役会に報告する。
 - ハ. 当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するために、執行役員制度の導入によって職務分担と権限を明確にし、社内組織における適切な役割分担と連携を行う体制を構築する。

- 二、当社および子会社は、権限およびその他の組織に関する基準を定め、これを準拠し、業務を執行する。
- ホ、当社および子会社は、業務の簡素化、組織のスリム化およびITの適切な活用を通じて業務の効率化推進体制を構築する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ、「組織・職務分掌規程」および「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社統括担当部門および各本部は、それぞれの所管業務を通じて、子会社の事業における内部統制システムの構築・整備・運用について指導・管理する。また、子会社の決算書類およびその他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ロ、内部監査室は、「国内外事業会社内部監査規程」の定めるところに従って、子会社における法令遵守およびリスク管理体制等内部統制システムの構築と運用について監査する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- 監査役が求めたときは、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき従業員を必要に応じて配置する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項
- イ、監査役の職務を補助すべき従業員が監査役補助職務を担うときは、独立した組織で監査役直属とし、監査役以外の指揮命令は受けない配置とする。
- ロ、監査役の職務を補助すべき従業員の人事異動、人事評価および懲戒に関しては、あらかじめ監査役の同意を得る。
- ⑧ 当社および子会社の取締役ならびに従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果等、あらかじめ協議して定める監査役に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう社内体制の整備を行う。
- ⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 「公益通報（内部通報）取扱規程」に基づき、監査役への通報を理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制とする。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 会社の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するために、監査役が社内の重要な会議等に出席できる体制を確保する。
 - ロ. 代表取締役社長と監査役（会）は定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深めるように努める。

[運用状況の概要]

① 法令遵守体制

「コンプライアンス規程」において、当社および子会社の取締役ならびに従業員が遵守すべき行動基準を明記しております。また、「インサイダー取引管理規程」、「個人情報保護規定」、「公益通報（内部通報）取扱規程」等を制定し、法令遵守体制を整備・構築するとともに、社内への浸透を図るため、全社員を対象とした定期的な研修教育を実施しております。

② リスク管理体制

「リスク管理運営規程」ならびに「リスク管理委員会規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しており、毎年当該委員会にて当社および子会社の事業上の様々なリスクを評価し、リスク対策を決定しております。決定されたリスク対策は、下部組織であるリスク管理運営部会にて実施しており、その実施状況については定期的に取締役会へ報告を行っております。

③ 取締役の職務の執行体制

「取締役会規程」に基づき、定期的に取締役会を開催しており、当期は17回開催いたしました。また、経営上の重要な案件については、代表取締役が指名した執行役員等のメンバーで構成された経営会議にて事前に協議することにより、迅速かつ効率的な経営の意思決定を行える体制を確立しております。

④ グループ会社管理体制

子会社の営業成績、財務状況およびその他の重要な情報につきましては、子会社から親会社へ定期的または随時報告され、当社は的確にその状況を把握しております。また、子会社における特に重要度の高い業務の執行については、最終決裁を親会社とする等、企業集団としての内部統制が適切に機能する体制を整えております。

⑤ 監査役の活動に関わる体制

各監査役は、監査役会が定めた監査方針および監査計画に従い、監査を実施しております。また、日常的に社内の重要会議に参加し、監査に必要な情報を収集するとともに、代表取締役社長との定期的な意見交換の場を設け、経営トップとの円滑なコミュニケーションを図っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営施策の一つと考えており、競争力のあ
る製品開発を目指す研究開発投資や生産性向上を目的とする設備投資、新たな市場への事業展開に
係る投資、また、財務体質の改善等に必要な内部留保を確保した上で、各事業年度の業績に応じた
利益配分を実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、当社定款の定めに基づき、平成28年5月10日開催の
取締役会にて1株当たり10円の配当を行うことを決議しております。なお、中間配当金を見送りと
させていただきますので、年間の配当金は1株当たり10円となります。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	17,513,259	流 動 負 債	6,738,759
現金および預金	6,256,544	支払手形および買掛金	2,847,866
受取手形および売掛金	7,412,461	短期借入金	270,000
電子記録債権	23,586	一年以内返済予定長期借入金	1,387,289
たな卸資産	3,281,364	一年以内償還予定社債	100,000
繰延税金資産	52,016	リース債務	2,400
その他	492,402	未払法人税等	263,457
貸倒引当金	△5,115	賞与引当金	385,251
固 定 資 産	14,813,910	役員賞与引当金	31,250
有形固定資産	11,497,468	製品保証引当金	106,897
建物および構築物	4,157,957	繰延税金負債	67,228
機械装置および運搬具	2,344,138	その他	1,277,115
土地	4,476,344	固 定 負 債	3,640,733
リース資産	7,723	社債	40,000
建設仮勘定	148,362	長期借入金	2,860,852
その他	362,942	リース債務	4,655
無形固定資産	696,694	退職給付に係る負債	376,713
ソフトウェア	427,712	繰延税金負債	358,510
その他	268,981	負 債 合 計	10,379,492
投資その他の資産	2,619,747	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,292,441	株 主 資 本	20,364,755
繰延税金資産	103,365	資 本 金	8,932,627
その他	223,939	資 本 剰 余 金	462,236
資 産 合 計	32,327,170	利 益 剰 余 金	10,979,228
		自 己 株 式	△9,337
		その他の包括利益累計額	1,215,387
		その他有価証券評価差額金	939,595
		為替換算調整勘定	287,218
		退職給付に係る調整累計額	△11,426
		非 支 配 株 主 持 分	367,535
		純 資 産 合 計	21,947,678
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	32,327,170

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	22,186,623
売上原価	15,092,802
売上総利益	7,093,820
販売費および一般管理費	5,153,123
営業利益	1,940,697
営業外収益	204,912
受取利息および配当金	66,922
為替差益	22,797
持分法による投資利益	38,377
雑収入	76,815
営業外費用	88,224
支払利息および社債利息	55,357
支払手数料	28,260
雑損失	4,606
経常利益	2,057,385
特別利益	165,864
投資有価証券売却益	109,271
受取保険金	52,496
その他	4,097
特別損失	4,013
その他	4,013
税金等調整前当期純利益	2,219,236
法人税・住民税および事業税	312,313
法人税等調整額	17,733
当期純利益	1,889,190
非支配株主に帰属する当期純利益	98,401
親会社株主に帰属する当期純利益	1,790,788

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	8,932,627	462,236	9,409,178	△9,172		18,794,869
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			29,369			29,369
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	8,932,627	462,236	9,438,547	△9,172		18,824,238
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			△250,107			△250,107
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,790,788			1,790,788
自 己 株 式 の 取 得				△164		△164
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,540,680	△164		1,540,516
当 期 末 残 高	8,932,627	462,236	10,979,228	△9,337		20,364,755
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,023,795	789,256	133,687	1,946,739	318,775	21,060,385
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		△29,032		△29,032		336
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	1,023,795	760,224	133,687	1,917,707	318,775	21,060,721
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△250,107
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1,790,788
自 己 株 式 の 取 得						△164
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△84,200	△473,006	△145,113	△702,319	48,759	△653,560
連結会計年度中の変動額合計	△84,200	△473,006	△145,113	△702,319	48,759	886,956
当 期 末 残 高	939,595	287,218	△11,426	1,215,387	367,535	21,947,678

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

13社

株式会社バンディック

TOWATEC株式会社

TOWAM Sdn. Bhd.

TOWA半導体設備（蘇州）有限公司

株式会社東進

TOWA Asia-Pacific Pte. Ltd.

東和半導体設備（上海）有限公司

台湾東和半導体設備股份有限公司

巨東精技股份有限公司

TOWA Semiconductor Equipment Philippines Corp.

TOWA韓国株式会社

TOWA USA Corporation

TOWA Europe B.V.

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 1社
- ・会社等の名称 株式会社サーク

② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TOWA半導体設備（蘇州）有限公司および東和半導体設備（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ……………時価法

ハ. たな卸資産

製品……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………主として最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………当社および国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。

（リース資産を除く）

ただし、当社および国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）について、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物および構築物 3～50年

機械装置および運搬具 2～10年

ロ. 無形固定資産……………当社および連結子会社は定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（リース資産を除く）

ハ. リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金……………当社および一部の連結子会社は、従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ニ. 製品保証引当金……………当社および一部の連結子会社は、保証期間中の製品に係る補修費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に売上に対応する補修費用の見積額を計上しております。また、個別に発生額を見積もることができる費用については、その見積額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法……………数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定率法により、発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- ハ. 未認識数理計算上差異の会計処理方法……………未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。
特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段……………金利スワップ
- ヘッジ対象……………借入金の金利
- ハ. ヘッジ方針……………金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法……………金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。
- ⑦ のれんの償却方法および償却期間
- のれんの償却については、3～5年間の定額法により償却を行っております。
- ⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 消費税等の会計処理……………消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
- ロ. 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。
- (5) 会計方針の変更に関する注記
- ①在外子会社の収益および費用の本邦通貨への換算方法の変更
- 在外子会社の収益および費用は、従来、決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、一時的な為替相場の変動による期間損益への影響を緩和し、在外子会社の業績をより適切に連結計算書類に反映させるため、当連結会計年度より期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価格に反映されております。この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は29,369千円増加し、為替換算調整勘定の期首残高は29,032千円減少しております。
- ②企業結合に関する会計基準等の適用
- 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持

分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

建物および構築物	162,087千円
機械装置および運搬具（機械装置）	1千円
土地	108,138千円
計	270,227千円

担保に係る債務

一年以内返済予定長期借入金	5,004千円
長期借入金	50,227千円
計	55,232千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 19,822,508千円
- (3) 当社は、資金調達の効率化および安定化を図るため取引銀行6行と当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約およびコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額およびコミットメントライン契約の総額	6,850,000千円
借入実行残高	270,000千円
差引額	6,580,000千円

- (4) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数
普通株式

25,021,832株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月11日 取締役会	普通株式	250,107	10	平成27年3月31日	平成27年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月10日 取締役会	普通株式	250,105	利益剰余金	10	平成28年3月31日	平成28年6月30日

- (3) 当連結会計年度末日における新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は短期的な預金等に限定し運用しております。また、資金調達については主に半導体製造装置事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。なお、資金調達の効率化および安定化を図るため、取引銀行6行と当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業および資本提携等に関する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金および社債に係る債務は、主に設備投資および運転資金として調達したものであり、社債の償還日は決算日後、最長で1年8ヶ月であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。また、一部の借入金については、財務制限条項への抵触により、借入金の繰上返済請求を受けるリスクがあります。

デリバティブ取引は、借入金金利等の将来の金利市場における変動リスクを回避する目的で利用しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権である受取手形および売掛金、電子記録債権について、営業活動規程に従い、取引開始時における与信調査および与信限度額の定期的な見直し等を行っております。連結子会社についても、当社に準じて同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての債権債務について、毎月、経理部で月末残高を取り纏め、経営会議に報告しております。また、当社は、一部の長期借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内ルールに従い、経理部が決裁担当者の承認を得て行っております。連結子会社についても、当社に準じて同様の管理を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社に準じて同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金および預金	6,256,544	6,256,544	—
② 受取手形および売掛金 貸倒引当金(*)	7,412,461 △5,115		
	7,407,346	7,407,346	—
③ 電子記録債権	23,586	23,586	—
④ 投資有価証券	2,029,484	2,029,484	—
資産計	15,716,962	15,716,962	—
① 支払手形および買掛金	2,847,866	2,847,866	—
② 短期借入金	270,000	270,000	—
③ 社債	140,000	141,025	1,025
④ 長期借入金	4,248,142	4,247,458	△684
負債計	7,506,009	7,506,350	341
デリバティブ取引	—	△21,467	△21,467

(*) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
資 産

① 現金および預金

現金および預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形および売掛金、③ 電子記録債権

これらについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、1年を超えて決済される売掛金については、信用リスクを個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクとみなし、それを控除したものを帳簿価額とみなしております。

④ 投資有価証券

イ. これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。また、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する事項については以下のとおりであります。

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,900,346	603,514	1,296,831
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	129,138	150,803	△21,664
合計		2,029,484	754,317	1,275,167

ロ. 売却したその他有価証券

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	309,065	109,271	—

負債

① 支払手形および買掛金、② 短期借入金

これらについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 社債、④ 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。ただし、変動金利による社債および長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの
該当するものはありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの
ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額のうち 一年超 (千円)	時価(千円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,030,000	1,292,500	△21,467

(注) 時価の算定方法は、金融機関より提示された価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	262,957

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「④投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金および預金	6,256,544	—	—	—
受取手形および売掛金	7,412,461	—	—	—
電子記録債権	23,586	—	—	—
合計	13,692,592	—	—	—

4. 社債および長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
社債	100,000	40,000	—	—
長期借入金	1,387,289	2,860,239	448	164
合計	1,487,289	2,900,239	448	164

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 862円84銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 71円60銭 |

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	14,426,690	流 動 負 債	6,431,071
現金および預金	3,772,133	支払手形	1,313,690
受取手形	92,880	買掛金	1,727,497
売掛金	7,075,222	短期借入金	270,000
商品および製品	710,824	一年以内返済予定長期借入金	1,323,125
仕掛品	1,319,847	一年以内償還予定社債	100,000
原材料および貯蔵品	130,664	リース債務	823
前払費用	51,615	未払金	904,966
その他	1,278,617	未払法人税等	98,522
貸倒引当金	△5,115	未払費用	130,828
固 定 資 産	13,894,239	前受金	98,158
有 形 固 定 資 産	8,353,737	預り金	21,674
建物	2,590,760	賞与引当金	279,511
構築物	50,758	役員賞与引当金	31,250
機械装置	1,626,466	製品保証引当金	105,968
車両運搬具	7,382	その他の	25,054
工具器具備品	235,051	固 定 負 債	3,308,868
土地	3,823,028	社債	40,000
リース資産	915	長期借入金	2,810,625
建設仮勘定	19,374	リース債務	137
無 形 固 定 資 産	414,685	退職給付引当金	122,533
ソフトウェア	405,071	繰延税金負債	335,572
その他	9,614	負 債 合 計	9,739,939
投資その他の資産	5,125,816	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,032,887	株 主 資 本	17,641,395
関係会社株式	1,515,396	資 本 金	8,932,627
出資金	64,853	資 本 剰 余 金	462,236
関係会社出資金	1,396,463	資 本 準 備 金	462,236
その他	116,214	利 益 剰 余 金	8,255,868
資 産 合 計	28,320,930	利 益 準 備 金	112,552
		その他利益剰余金	8,143,316
		自 己 株 式	△9,337
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	939,595
		その他有価証券評価差額金	939,595
		純 資 産 合 計	18,580,990
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,320,930

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上	高	20,617,099
売	上	原	15,438,857
		価	
売	上	総	5,178,241
		利	
		益	
販	費	お	4,173,899
		よ	
		び	
		一	
		般	
		管	
		理	
		費	
営	業	利	1,004,341
		益	
営	業	外	138,231
		収	
		益	
受	取	利	56,770
		息	
		お	
		よ	
		び	
		配	
		当	
		金	
受	取	利	17,210
		息	
		お	
		よ	
		び	
		配	
		当	
		金	
固	定	資	64,251
		産	
		賃	
		貸	
		料	
雑		収	64,251
		入	
営	業	外	149,659
		費	
		用	
支	払	利	49,889
		息	
為	替	差	69,345
		損	
雑		失	30,424
		益	
経	常	利	992,913
		益	
特	別	利	731,778
		益	
固	定	資	4,125
		産	
		売	
		却	
		益	
投	資	有	109,271
		価	
		証	
		券	
		売	
		却	
		益	
受	取	配	618,381
		当	
		金	
特	別	損	2,754
		失	
固	定	資	2,754
		産	
		除	
		却	
		損	
税	引	前	1,721,937
		当	
		期	
		純	
		利	
		益	
法	人	税	63,233
		・	
		住	
		民	
		税	
		お	
		よ	
		び	
		事	
		業	
		税	
当	期	純	1,658,703
		利	
		益	

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					本	
	資 本 金	資本剰余金	利 益	剰 余 金		自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金計 合		
当 期 首 残 高	8,932,627	462,236	87,542	6,759,731	6,847,273	△9,172	16,232,964
事業年度中の変動額							
利益準備金積立			25,010	△25,010	-		-
剰余金の配当				△250,107	△250,107		△250,107
当 期 純 利 益				1,658,703	1,658,703		1,658,703
自己株式の取得						△164	△164
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	25,010	1,383,584	1,408,595	△164	1,408,431
当 期 末 残 高	8,932,627	462,236	112,552	8,143,316	8,255,868	△9,337	17,641,395

	評価・換算 差 額 等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	1,023,795	17,256,760
事業年度中の変動額		
利益準備金積立		-
剰余金の配当		△250,107
当 期 純 利 益		1,658,703
自己株式の取得		△164
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△84,200	△84,200
事業年度中の変動額合計	△84,200	1,324,230
当 期 末 残 高	939,595	18,580,990

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 - 子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの……………事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. デリバティブ……………時価法
3. たな卸資産の評価基準および評価方法
 - 製品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - 仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - 原材料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - 貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
4. 固定資産の減価償却方法
 - 有形固定資産……………定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
機械装置	5～10年
 - 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 製品保証引当金……………保証期間中の製品に係る補修費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に売上に対応する補修費用の見積額を計上しております。また、個別に発生額を見積もることができる費用については、その見積額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生の翌事業年度から費用処理しております。
6. ヘッジ会計の処理……………繰延ヘッジ処理を採用しております。特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっております。
7. 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
8. 消費税等の会計処理……………消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。
9. 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。

10. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

11. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで損益計算書の「雑収入」に含めて表示しておりました「固定資産賃貸料」は金額の重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「固定資産賃貸料」は16,738千円であります。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 14,439,751千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 1,130,163千円 |
| 長期金銭債権 | 4,550千円 |
| 短期金銭債務 | 1,488,258千円 |
| 3. 保証債務 | |
| 次の会社の受注契約に係る前受金返還保証および瑕疵担保保証等に伴い、銀行が保証書発行を行ったことに対する保証を行っております。 | |
| TOWA韓国株式会社 | 11,536千円 |
| 4. 当社は、資金調達の効率化および安定化を図るため取引銀行6行と当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約およびコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。 | |
| 当座貸越極度額およびコミットメントライン契約の総額 | 6,850,000千円 |
| 借入実行残高 | 270,000千円 |
| 差引額 | 6,580,000千円 |
| 5. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。 | |

(損益計算書に関する注記)

- | | | |
|------------------------------|------------|-------------|
| 1. 関係会社との取引高 | 売上高 | 278,602千円 |
| | 仕入高 | 8,363,902千円 |
| | その他 | 881,279千円 |
| | 営業取引以外の取引高 | 819,394千円 |
| 2. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。 | | |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- | | |
|------------------------------|---------|
| 1. 当事業年度末における自己株式の種類および株式数 | |
| 普通株式 | 11,253株 |
| 2. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。 | |

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
仕掛品評価損	72,926千円
関係会社株式評価損	167,778千円
賞与引当金	85,977千円
退職給付引当金	37,429千円
減損損失	374,449千円
試作品	349,984千円
繰越欠損金	425,524千円
その他	296,571千円
繰延税金資産小計	1,810,642千円
評価性引当額	△1,810,642千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	335,572千円
繰延税金負債合計	335,572千円
繰延税金負債の純額	335,572千円

繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定負債…繰延税金負債	335,572千円
-------------	-----------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
役員賞与の損金不算入	0.6
寄付金の損金不算入	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△11.4
住民税均等割等	0.6
評価性引当金の減少	△17.0
連結法人税の子会社個別帰属額	△1.0
その他	△2.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.7

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、社用車等の一部についてはリース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員等の 兼任(名)	事業上の 関係				
子会社	株式会社バンディック	直接 所有100.0	0	製品の外注・ 資金の援助	資金の貸付 注2.(2)、注3.	390,000	短貸付金	260,000
					資金の返済 注2.(2)、注3.	430,000		
子会社	TOWAM Sdn.Bhd.	直接 所有100.0	1	製品の外注	製品の外注 注2.(1)	2,423,934	買掛金	457,338
					配当金の受取 (特別利益)	295,760	—	—
子会社	TOWA半導体設備 (蘇州)有限公司	直接 所有100.0	2	製品の外注	製品の外注 注2.(1)	3,279,437	買掛金	546,091
子会社	TOWA-Asia- Pacific Pte.Ltd.	直接 所有100.0	0	営業委託	配当金の受取 (特別利益)	181,880	—	—
子会社	東和半導体設備(上 海)有限公司	直接 所有100.0	1	営業委託	配当金の受取 (特別利益)	140,740	—	—
子会社	TOWA韓国株式会社	直接 所有100.0	1	営業委託・ 資金の援助	資金の貸付 注2.(2)、注4.	600,000	短貸付金	600,000

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

(1) 一般取引条件を参考にして決定しております。

(2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保の受入はありません。

3. 資金の貸付については、建物の建設資金であります。

4. 資金の貸付については、不動産の購入資金等であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

742円93銭

2. 1株当たり当期純利益

66円32銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

TOWA株式会社
取締役会 御中

京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 高 井 晶 治 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 鍵 圭一郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、TOWA株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TOWA株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

TOWA株式会社
取締役会 御中

京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 高 井 晶 治 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鍵 圭一郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TOWA株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、当期の監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施規程に準拠し、取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月6日

TOWA株式会社 監査役会

常勤監査役	小林久芳	Ⓔ
監査役(社外監査役)	杉山公律	Ⓔ
監査役(社外監査役)	和氣大輔	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、迅速な意思決定と業務執行により経営の効率性を高める目的から監査等委員会設置会社へと移行したく、当該移行のために監査等委員および監査等委員会に関する規定を新設し、監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

その他、上記の変更にともなう条数等の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削 除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条～第17条 (条文省略)	第5条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略) (新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第21条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上で、その過半数は社外取締役でなければならない。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (条文省略) 2. (条文省略) (新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>前2項の定めにかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第24条～第25条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第24条～第25条 (現行どおり) <u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条～第31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当会社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削 除)
<p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会規程)</u> 第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> 第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第41条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>	(削 除)
<p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	第5章 監査等委員会
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第35条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> 第36条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 計算	第6章 計算
第42条～第45条 (条文省略)	第38条～第41条 (現行どおり)
(新 設) (新 設)	附則 第1条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の責任を法令の限度において、免除することができる。</u>
(新 設)	第2条 <u>前条および本条は、2026年6月29日をもって削除する。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。現在の取締役全員（6名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	おかだ ひろかず 岡田博和 (昭和26年8月11日生)	昭和54年4月 当社入社 昭和63年3月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役 平成15年8月 当社取締役 平成17年11月 当社取締役PM市場開発室長 平成18年6月 当社取締役常務執行役員 PM市場開発室長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員 開発本部長 平成22年4月 当社専務取締役 開発本部・営業本部・坂東記念研究所担当 平成24年4月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 巨東精技股份有限公司 董事長	150,220株
《取締役候補者とした理由》 昭和54年入社後、当社事業のグローバル展開を推進し、営業部長を経て取締役に就任。当社グループの半導体ビジネスにおける営業体制の礎を築く。その後、開発本部長等、商品開発における責任者を歴任。専務取締役を経て、平成24年に現職の代表取締役社長に就任。多岐にわたる業務経験で培われた見識と人脈に加え、豊富なアイデアを持ち、経営者としてのリーダーシップを発揮し続け、技術と企業文化の継承を行う上での最重要人物として、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、要 地 位 お よ び 担 当 な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式数
2	こにし ひさじ 小西久二 (昭和27年2月17日生)	昭和54年4月 当社入社 平成23年6月 当社常務取締役 モールド事業部・システム事業部担当 平成25年10月 当社常務取締役 モールド事業部・システム事業部担当 システム事業部長 平成26年4月 当社常務取締役 モールド事業部・システム事業部担当 モールド事業部長兼システム事業部長 平成27年4月 当社常務取締役 モールド事業部・システム事業部担当 モールド事業部長兼システム事業部長 兼九州事業所長 平成28年4月 当社専務取締役(現任)	37,400株
	《取締役候補者とした理由》 昭和54年入社後、長年にわたり、生産部門であるモールド・システム両事業において業績の進展を図り、当社の生産拠点がある、シンガポール・マレーシア・中国(蘇州)の責任者として当社グループの業績拡大に寄与。生産全体を管掌する生産本部長を経て、平成23年常務取締役に就任。ものづくりに対する深い造詣と、当社主力事業である半導体製造装置・金型生産の分野における経験の幅広さを経営に活かすべく、引き続き取締役候補者といいたしました。		
3	うらがみ ひろし 浦上浩 (昭和33年1月31日生)	昭和58年3月 当社入社 平成25年6月 当社取締役執行役員開発本部長 平成26年4月 当社取締役執行役員開発本部担当開発本部長 平成28年4月 当社取締役常務執行役員システム事業部長 (現任)	19,000株
	《取締役候補者とした理由》 昭和58年入社後、システム設計・開発に長年従事し、開発本部長に就任。その後、平成25年取締役に就任し、当社の技術開発に貢献。新商品の企画開発や品質向上などを主導して、経営理念に基づく技術開発を牽引。事業全般についても豊富な経験・実績・見識を有しており、当社グループの研究開発および企業価値向上の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、要 地 位 お よ び 担 当 な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式数
4	たむら よしずみ 田 村 吉 住 (昭和29年12月5日生)	昭和52年 4 月 株式会社京都銀行入行 平成22年12月 株式会社京都銀行営業統轄部阪神営業本部長 平成24年 7 月 当社入社 管理本部総務部長 平成25年 6 月 当社取締役管理本部担当 管理本部総務部長 平成25年10月 当社取締役管理本部担当 管理本部長兼管理本部総務部長 平成26年 4 月 当社取締役執行役員 管理本部担当管理本部長 平成26年10月 当社取締役執行役員 経営企画本部・管理本部担当 管理本部長 平成28年 4 月 当社取締役上席執行役員 経営企画本部・管理本部担当 管理本部長 (現任)	9,600株
<p>《取締役候補者とした理由》 平成24年入社後、前職である金融機関での豊富な経験を活かして、管理部門の責任者としての業務を管掌しており、平成25年現職である取締役に就任し経営に参画。金融関係の業務に携わり培われた知見の深さと実績から高い見識を有しており、当社グループ全体の体制強化と業務効率化の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数につきましては、平成28年3月31日時点の状況を記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これにともない、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※こばやし ひさよし 小林 久芳 (昭和31年6月20日生)	昭和55年4月 東洋運搬機株式会社入社 昭和60年1月 当社入社 平成15年11月 当社管理本部情報システム部長兼経理副部長 平成16年5月 当社管理本部資材部長 平成17年4月 TOWA半導体設備(蘇州)有限公司 副総経理 平成17年11月 当社管理本部情報システム部長 平成18年4月 当社管理本部経理部長 平成20年9月 当社管理本部情報システム部長 平成24年6月 当社常勤監査役(現任)	13,600株
《監査等委員である取締役候補者とした理由》 昭和60年入社後、経理部門に従事し、その後も財務・会計のみならず経営・管理の幅広い領域に携わっており、長年培われた業務経験に加え、当社常勤監査役として積み重ねた経験・実績・見識から、客観的かつ公正な立場で監査等委員の職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としたしました。			
2	※くわき はじめ 桑木 肇 (昭和19年8月5日生)	昭和45年1月 プライス・ウォーターハウス会計事務所入所 昭和52年11月 監査法人中央会計事務所入所 平成5年9月 中央監査法人代表社員 平成6年6月 中央監査法人京都事務所所長 平成19年8月 京都監査法人入所 平成21年9月 桑木公認会計士事務所開設、所長に就任(現任) 平成23年6月 当社取締役(現任)	5,700株
(重要な兼職の状況) 桑木公認会計士事務所所長 ダイベア株式会社社外取締役 富士機工株式会社社外取締役			
《監査等委員である社外取締役候補者とした理由》 桑木 肇氏は、公認会計士としての豊富な経験と専門性を有しており、客観的な立場から当社の経営に参画できると考えております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	※わけ だいすけ 和氣大輔 (昭和43年8月2日生)	平成10年10月 中央監査法人入所 平成17年1月 和氣公認会計士事務所開設、所長に就任 (現任) 平成24年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 和氣公認会計士事務所所長	3,500株
《監査等委員である社外取締役候補者とした理由》 和氣大輔氏は、公認会計士・税理士として、企業財務管理等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、客観的な立場から当社の経営に参画できると考えております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。			

- (注)
- ※印は新任候補者であります。
 - 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 桑木 肇氏および和氣大輔氏は、社外取締役候補者であります。
 - 桑木 肇氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。
 - 和氣大輔氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。
 - 当社は、社外取締役の桑木 肇氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。本議案が原案どおり承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - 当社は、社外監査役の和氣大輔氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。本議案が原案どおり承認された場合には、同氏は社外取締役となりますので、新たに会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、同氏との間で締結する予定であります。
 - 当社は、桑木 肇氏および和氣大輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
 - 各候補者の所有する当社の株式数につきましては、平成28年3月31日時点の状況を記載しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
にしむら しょうぞう 西村捷三 (昭和20年3月3日生)	昭和45年4月 三宅合同法律事務所入所 昭和54年4月 西村法律会計事務所開設、所長に就任(現任) 平成23年4月 当社顧問弁護士(現任) (重要な兼職の状況) 西村法律会計事務所所長 雄山株式会社社外取締役 赤穂化成株式会社社外監査役 上原成商事株式会社社外監査役	一株
《補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由》 西村捷三氏は、弁護士としての豊富な経験とその職務を通じて培われた法令等に関する専門的知見から、客観的な立場で当社の経営に参画できると考えております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠の社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 西村捷三氏は、上記のとおり平成23年4月より当社の顧問弁護士であります。
2. 西村捷三氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。西村捷三氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 候補者の所有する当社の株式数につきましては、平成28年3月31日時点の状況を記載しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第29回定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3億円以内とさせていただきますと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとさせていただきますと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

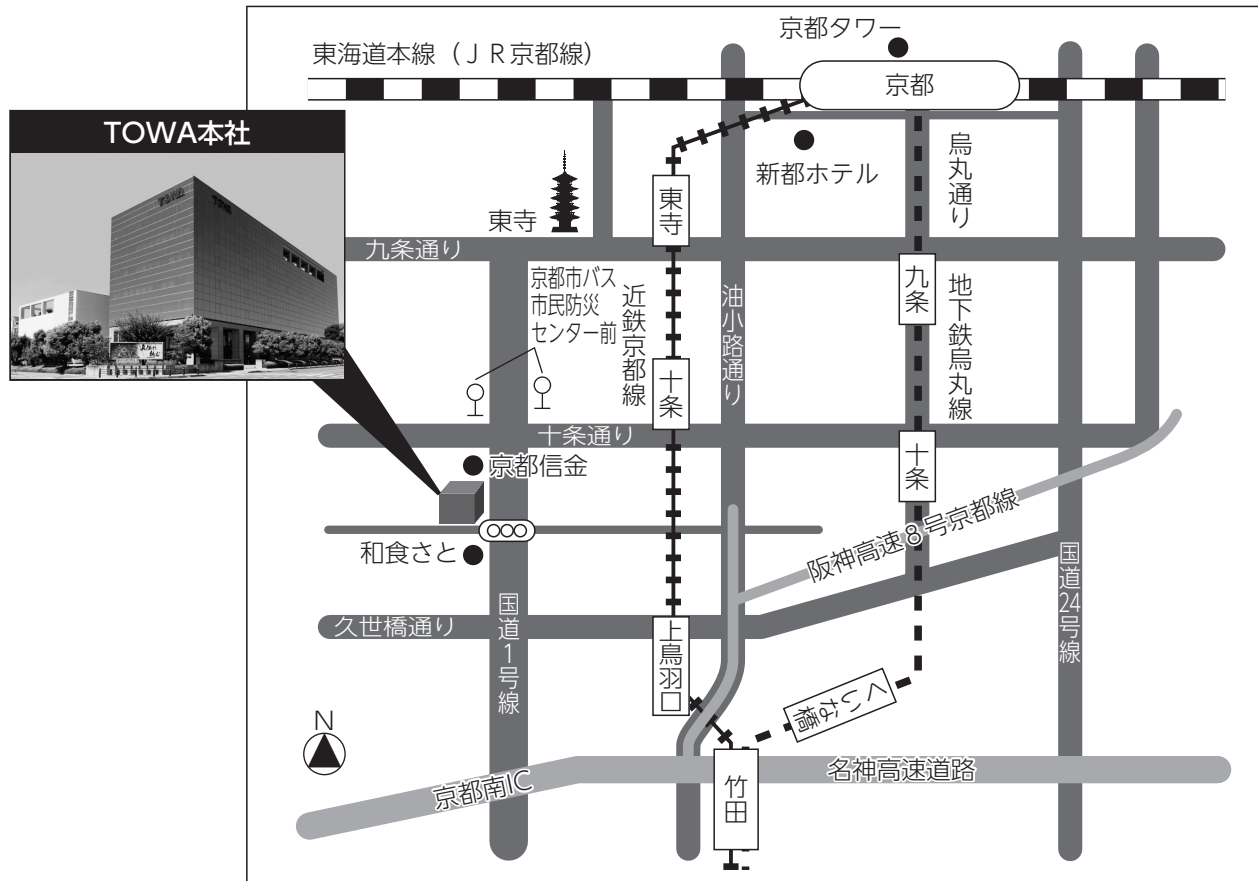
以 上

(× ㄷ)

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

(会 場) 京都市南区上鳥羽上調子町5番地
当社本社7階会議室
TEL (075) 692-0250 (代表)



(交通機関)

- ・近鉄京都線「十条」駅下車西へ徒歩約15分
- ・地下鉄烏丸線「十条」駅下車西へ徒歩約20分
- ・京都市バス「京都駅前」より (16・19・42系統)
「市民防災センター前」下車南へ徒歩約5分
- ・JR「京都」駅 八条口よりタクシー約10分

(お願い)

駐車場に限りがありますので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。